ものにあつては都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域においては、指定都市）が、その他の風致地区に係るものにあつては市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）が定めるものとする。

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「用途地域」を「建築物の用途」に改め、「都市計画区域」の下に「及び準都市計画区域」を加え、「第百四十四条の二の二」を「第百四十四条の二の四」に改める。

第二条第一項第四号中「第五十二条第一項、第五項、第九項及び第十一項、法第五十九条第一項（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に係る部分に限る。）及び第三項、法第五十九条の二第一項並びに法第六十条第一項の場合においては」を「第五十二条第一項に規定する延べ面積（法第五十九条第一項（建築物の容積率の最低限度に係る部分に限る。）、法第六十八条の三第二項第一号イ及び第三項第二号ロ並びに法第六十八条の五の二第一号イに規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には」に改め、同項第六号中「ハの一」を「ハのいずれか」に改め、同号ロ中「四の項」を「

四の項ロ」に改める。

第九条第十二号中「第二十九条」を「第二十九条第一項及び第二項」に改め、「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」及び「及び附則第五項」を削り、「、第五十三条第一項及び附則第四項」を「並びに第五十三条第一項」に改める。

第二十条第二項第一号及び第三十条第一項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加える。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　建築物の用途

第百三十条の二を第百三十条の二の二とし、第百三十条の次に次の一条を加える。

（特定用途制限地域内において条例で定める制限）

第百三十条の二　法第四十九条の二の規定に基づく条例による建築物の用途の制限は、特定用途制限地域に関する都市計画に定められた用途の概要に即し、当該地域の良好な環境の形成又は保持に貢献する合理的な制限であることが明らかなものでなければならない。

2　法第四十九条の二の規定に基づく条例には、法第三条第二項の規定により当該条例の規定の適用を受

けない建築物について、法第八十六条の七の規定の例により当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

3　法第四十九条の二の規定に基づく条例には、当該地方公共団体の長が、当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについて、当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

第百三十条の九の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法別表第二(ぬ)項第一号十二に掲げる圧縮ガスの製造のうち、燃料として自動車に充てんするための圧縮天然ガスに係るもの

第百三十条の十第一項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

第百三十五条の四の四の見出し、第百三十五条の四の五の見出し及び第百三十五条の四の六の見出し中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（特例容積率の限度の指定等の申請について同意を得るべき利害関係者）

第百三十五条の四の七　法第五十二条の二第二項の政令で定める利害関係を有する者は、所有権、対抗要件を備えた借地権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

第百三十五条の四の八　法第五十二条の三第一項の政令で定める利害関係を有する者は、前条に規定する者（所有権又は借地権を有する者を除く。）とする。

（建ぺい率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる部分）

第百三十五条の四の九　法第五十三条第四項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一　軒、ひさし、ぬれ縁及び国土交通省令で定める建築設備

二　建築物の地盤面下の部分

三　高さが二メートル以下の門又は塀

第百三十六条第一項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

第百三十六条の二の四第一項及び第五項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建

築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例については、第百三十条の二第二項の規定を準用する。

第七章の四の章名を次のように改める。

第七章の四　都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造

第百三十六条の二の八の見出し中「都市計画区域」の下に「及び準都市計画区域」を加え、同条第一項第二号中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項第三号中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同条第二項中「第百三十六条の二の四第十項」を「第百三十条の二第二項」に改める。

第百三十七条の五の見出しを「（容積率関係）」に改める。

第百三十七条の六中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第百三十八条第三項第三号及び第四号中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域」に改め、同項第五号中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域（準都市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居

専用地域に限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。

六　特定用途制限地域内にある工作物で当該特定用途制限地域に係る法第八十八条第二項において準用する法第四十九条の二の規定に基づく条例において制限が定められた用途に供するもの

第百四十四条の二の二第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（処理施設）

第百四十四条の二の三　第百三十八条第三項第五号に掲げるもの（都市計画区域内にあるものに限る。）については、第百三十条の二の二（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定を準用する。

（特定用途制限地域内の工作物）

第百四十四条の二の四　第百三十八条第三項第六号に掲げるものについては、第百三十条の二の規定を準用する。

2　第百三十八条第三項第六号に掲げるものについての法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第三項の規定によつて法第四十九条の二の規定に基づく条例の規定を準用する場合における同項第二号に規定する類似の用途の指定については、当該条例で定めるものとする。

第百四十八条第二項第二号中「第五十三条第四項」を「第五十三条第五項」に改める。

第百四十九条第二項第一号中「法第五十三条第一項、法第八十四条及び法第八十五条第一項」を「法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項、法第八十四条、法第八十五条第一項並びに法別表第三」に改め、同項第二号中「法第八十四条及び法第八十五条第一項」を「法第五十二条第一項第六号、法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項、法第八十四条、法第八十五条第一項並びに法別表第三」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十八第一項中「、第三章」の下に「（第一節及び第三節を除く。）」を、「）第三章」の下に「（第一節を除く。）」を加える。

第百七十四条の四十九の十七第一項及び第百七十四条の四十九の二十第一項中「、第三章」の下に「（第一節及び第三節を除く。）」を、「都市計画法施行令第三章」の下に「（第一節を除く。）」を加え、